

新・改正 (R06.4.1 施行)	旧・現行 (R05.7.1 施行)
<p style="text-align: center;">用地調査等業務共通仕様書</p> <p style="text-align: right;">平成25年6月27日 用第33号県土整備局事業管理部用地課長通知</p> <p style="text-align: center;"> <沿革>平成27年9月11日用第41号改正 <沿革>平成28年5月27日用第20号改正 <沿革>平成30年6月29日用第1212号改正 <沿革>令和元年6月28日用第1226号改正 <沿革>令和2年6月30日用第1179号改正 <沿革>令和3年6月25日用第1153号改正 <沿革>令和4年6月28日用第1194号改正 <沿革>令和5年6月30日用第1166号改正 <沿革><u>令和6年3月28日用第1626号改正</u> </p> <p style="text-align: center;">第2章 用地調査等業務の基本的処理方法</p> <p style="text-align: center;">第1節 用地調査等業務の実施手続</p> <p>(施行上の義務及び心得)</p> <p>第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 用地調査等業務で知り得た権利者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>(成果物)</p> <p>第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個</p>	<p style="text-align: center;">用地調査等業務共通仕様書</p> <p style="text-align: right;">平成25年6月27日 用第33号県土整備局事業管理部用地課長通知</p> <p style="text-align: center;"> <沿革>平成27年9月11日用第41号改正 <沿革>平成28年5月27日用第20号改正 <沿革>平成30年6月29日用第1212号改正 <沿革>令和元年6月28日用第1226号改正 <沿革>令和2年6月30日用第1179号改正 <沿革>令和3年6月25日用第1153号改正 <沿革>令和4年6月28日用第1194号改正 <沿革>令和5年6月30日用第1166号改正 </p> <p style="text-align: center;">第2章 用地調査等業務の基本的処理方法</p> <p style="text-align: center;">第1節 用地調査等業務の実施手続</p> <p>(施行上の義務及び心得)</p> <p>第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 用地調査等業務で知り得た権利者側の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。</p> <p>三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。</p> <p>四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>(成果物)</p> <p>第24条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 <u>容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個</p>

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

u003c/divu003e

新・改正 (R06.4.1 施行)	旧・現行 (R05.7.1 施行)
<p>人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関保有する孤児情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>第8章 消費税等調査</p>	<p>第8章 消費税等調査</p>
<p>(調査)</p>	<p>(調査)</p>
<p>第111条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の可否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 四 消費税簡易課税制度選択届出書 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 六 消費税課税事業者選択届出書 七 消費税課税事業者選択不適用届出書 八 消費税課税事業者届出書 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 十 法人設立届出書 十一 個人事業の開廃業等届出書 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用） 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書(控)、源泉徴収簿等） 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <u>十七 適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u> <u>十八 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u> <u>十九</u> その他の資料 	<p>第111条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の可否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」 四 消費税簡易課税制度選択届出書 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 六 消費税課税事業者選択届出書 七 消費税課税事業者選択不適用届出書 八 消費税課税事業者届出書 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 十 法人設立届出書 十一 個人事業の開廃業等届出書 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用） 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書(控)、源泉徴収簿等） 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 (新設) (新設) <u>十七</u> その他の資料
<p>第14章 地盤変動影響調査等</p>	<p>第14章 地盤変動影響調査等</p>
<p>第3節 費用負担の説明</p>	<p>第3節 費用負担の説明</p>
<p>(費用負担の説明)</p>	<p>(費用負担の説明)</p>
<p>第155条 費用負担の説明とは、事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。</p>	<p>第155条 費用負担の説明とは、事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。</p>
<p>(概況ヒアリング等)</p>	<p>(概況ヒアリング等)</p>

2

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

新・改正 (R06.4.1 施行)	旧・現行 (R05.7.1 施行)
<p>第156条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、調査職員から、<u>当該工事の計画概要</u>、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、<u>権利者ごとの費用負担の内容等、実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受け、状況を把握する</u>ものとする。</p> <p>2 受注者は、<u>現地踏査及概況ヒアリングを行った後</u>に費用負担の説明の対象となる<u>権利者等に対し、面接により</u>、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p>(説明資料の作成等)</p> <p>第157条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、<u>調査職員の指示により</u>、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認 三 権利者に対する説明用資料の作成 <p>(権利者に対する説明)</p> <p>第158条 権利者に対する説明は、<u>調査職員の指示により</u>、次の各号に<u>掲げる業務を行うもの</u>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ調査職員にその方法等について確認すること。</u> 二 (略) <p>2 (略)</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第159条 受注者は、権利者と<u>面接等により</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第14号)に記載するものとする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この仕様書は、平成25年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>(関係仕様書の廃止)</p> <p>2 用地調査等標準仕様書(平成2年3月30日付け中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ)は、廃止する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成27年10月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成28年6月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成30年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p>	<p>第156条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、調査職員から<u>当該工事の内容</u>、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、<u>費用負担の内容等、各権利者の実情</u>及びその他必要となる事項について説明を<u>受けるもの</u>とする。</p> <p>2 受注者は、<u>現地踏査後</u>に費用負担の説明の対象となる<u>権利者等と面接し</u>、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</p> <p>(説明資料の作成等)</p> <p>第157条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認 三 権利者に対する説明用資料の作成 <p>(権利者に対する説明)</p> <p>第158条 権利者に対する説明は、次の各号により<u>おこなうもの</u>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 2名以上の者を一組として<u>権利者と面接すること。</u> 二 (略) <p>2 (略)</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p>第159条 受注者は、権利者と<u>面接し</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第14号)に記載するものとする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この仕様書は、平成25年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>(関係仕様書の廃止)</p> <p>2 用地調査等標準仕様書(平成2年3月30日付け中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ)は、廃止する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成27年10月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成28年6月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成30年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p>

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

新・改正 (R06.4.1 施行)	旧・現行 (R05.7.1 施行)
<p>附 則 この仕様書は、令和元年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この仕様書は、令和2年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この仕様書は、令和3年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この仕様書は、令和4年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この仕様書は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</u></p>	<p>附 則 この仕様書は、令和元年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この仕様書は、令和2年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この仕様書は、令和3年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この仕様書は、令和4年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</u></p>